

弁理士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

弁理士法の一部を改正する法律（平成十四年四月十七日法律第二十五号）（抄）

附 則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。